

汚染の概要及び対応

港町一丁目地内において実施された土壌調査の結果、土壌汚染対策法（以下、「法」と言う。）で定める基準値を超過する有害物質を検出したとの報告が土地所有者からありました。

1 報告の概要

土壌調査の結果、土壌汚染対策法で定める基準値を超過する有害物質が検出された旨、土地所有者から報告がありました。

項目	基準種別	調査結果	基準値
鉛及びその化合物	土壌溶出量	0.012～0.029 mg/L	0.01 mg/L 以下
砒素及びその化合物	土壌溶出量	0.011～0.028mg/L	0.01 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	土壌溶出量	0.95～1.0mg/L	0.8 mg/L 以下

2 市の対応

（１）これまでの対応

- ・周辺に飲用井戸がないことを確認しました。

（２）今後の対応

- ・汚染の広がり状況を把握するため、周辺の地下水調査を行います。

（参考）

項目	健康への影響	主な用途
鉛	造血組織や神経系への毒性、腎疾患	鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、銃弾、プラスチック安定化剤等
砒素	皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん	合金の添加剤、半導体の材料、防腐剤等
ふっ素	斑紋歯、ふっ素沈着症（骨）	金属の研磨やステンレスの洗浄、ふっ素樹脂の原料等